

社援発0508第2号  
令和5年5月8日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改正について

標記については、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、福祉事務所設置自治体等が行う事務や関係様式について取りまとめているところである。

今般、緊急小口資金等の特例貸付（以下「特例貸付」という。）に関し、償還猶予を受けている借受人に対する支援の取扱いについて「緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予期間中の支援の取扱いについて」（令和5年5月8日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）によりお示したところである。

本事務連絡の内容を踏まえ、自立相談支援事業の実施のうち、特例貸付の借受人たる生活困窮者への対応について、別添の新旧対照表のとおり生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルを改正するとともに、同日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル新旧対照表

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| <p>(別添)<br/>生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル</p> <p>第1～第8 (略)</p> <p>第9 他機関・他制度との連携等<br/>1～3 (略)</p> <p>4 生活福祉資金貸付制度<br/>生活福祉資金は、貸付と必要な相談支援を行うことにより、低所得世帯の自立促進を図る制度であり、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、市区町村社会福祉協議会に相談窓口が設置されている。<br/>生活福祉資金は、法に規定されていないものの、自立相談支援機関や家計改善支援機関と連携して貸付を行うことにより生活困窮者の効果的・効率的な支援が可能となるものであり、プランの支援内容の一つとなっている。<br/>また、生活福祉資金のうち、総合支援資金や緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付にあたっては、原則として自立相談支援機関の利用が要件とされているため、市区町村社会福祉協議会と連携した体制を構築する必要がある。</p> | <p>(別添)<br/>生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル</p> <p>第1～第8 (略)</p> <p>第9 他機関・他制度との連携等<br/>1～3 (略)</p> <p>4 生活福祉資金貸付制度<br/>生活福祉資金は、貸付と必要な相談支援を行うことにより、低所得世帯の自立促進を図る制度であり、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、市区町村社会福祉協議会に相談窓口が設置されている。<br/>生活福祉資金は、法に規定されていないものの、自立相談支援機関や家計改善支援機関と連携して貸付を行うことにより生活困窮者の効果的・効率的な支援が可能となるものであり、プランの支援内容の一つとなっている。<br/>また、生活福祉資金のうち、総合支援資金や緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付にあたっては、原則として自立相談支援機関の利用が要件とされているため、市区町村社会福祉協議会と連携した体制を構築する必要がある。<br/>なお、令和2年4月1日から令和5年3月31日の間において行う、</p> |

| 改正後  | 現行   |
|--|--|
| <p><u>令和2年3月から令和4年9月まで実施された緊急小口資金等の特例貸付に関しては、貸付を受けてもなお生活に困窮している者や、償還免除者について、社会福祉協議会から情報提供があった場合には、電話・訪問等のアウトリーチ等によるフォローアップ支援を行うなど、可能な限り必要な支援を行うこととする。また、特例貸付を受けている相談者が償還困難な場合には、必要に応じて意見書を社会福祉協議会に対して提出すること。加えて、償還猶予中の相談者に必要な支援を行い、その状況について、当該相談者の債権を有する都道府県社会福祉協議会に意見書を提出する等、個々の状況に応じて生活再建に向けた支援を行っていくこととする。</u></p> <p>5（略）</p> <p>第10～11（略）</p> | <p><u>就職氷河期世代等への支援のための長期訓練生計費の貸付にあっても、自立相談支援機関の利用が要件とされているため、同様に市区町村社会福祉協議会と連携した体制を構築する必要がある。</u></p> <p>5（略）</p> <p>第10～11（略）</p> |